

4. 責任役員任命申請書

代表役員以外の責任役員は、住職の申請した者について、総長が任命し、任期は4年です。(但し、再任されることができません。)

[寺則10①・12①、宗規46③]

(1) 申請書

① 申請者 住職又は住職代務

〔註1〕住職代務が任期満了の場合は、『住職代務任命申請書』を同時に提出します。

〔註2〕『住職任命申請書』又は『住職代務任命申請書』と同時に提出する場合は、その就任予定者が申請者となります。

② 申請の理由を明記します。

【例1】任期満了による申請の場合は、「任期満了のため」

【例2】任期中の欠員補充申請の場合は、「〇〇〇〇死亡のため」又は「〇〇〇〇退任のため」

〔註〕任期満了による申請の場合は、『門徒総代届』を同時に提出します。

③ 就任者

次のイ～ニのいずれかに該当する者でなければなりません。但し、責任役員のうち少なくとも1人は、「門徒のうちから門徒総代が選んだ者」でなければなりません。 [寺則10①、宗規46③]

イ. 副住職

ロ. 住職であった者（他の寺院に属する者を除く。）

ハ. 寺族

ニ. 門徒のうちから門徒総代が選んだ者

〔註1〕住職代務の寺族は、申請寺院の寺族には該当しません。

〔註2〕 門徒とは、僧侶及び寺族以外の者で、当該寺院備付の門徒名簿に登録されたものをいいます。 [門徒規程、宗法27①]

- ④ 代表役員（住職）以外の責任役員就任予定者の氏名、住所及び寺院との関係を明記します。

〔註1〕 「寺院との関係」とは、③イ～ニのいずれかに該当する者であることを表記します。

【例】 副住職、前住職、寺族、門徒

〔註2〕 寺族が、住職（住職であった者）と姓が異なる場合は、続柄が明示された戸籍謄本等、寺族であることを証する書類を添付します。

(2) 添付書類

① 責任役員選定書

責任役員就任予定者である門徒全員の氏名及び住所を記入し、門徒総代全員が署名捺印します。 [寺則10①四、宗規46③五]

〔註1〕 『門徒総代届』を同時に提出する場合は、新たに届け出る門徒総代が署名捺印します。

〔註2〕 門徒総代が責任役員就任予定者の場合、本人も署名捺印します。

② 就任受諾書

就任予定者が責任役員の欠格事項に該当する場合は就任できません。

[寺院規程44、宗規13、宗教法人法22]

〔註〕 代表役員（住職）以外の責任役員就任予定者全員のものを添付します。

- ③ 任期中の死亡による欠員補充申請の場合は、死亡を証する書類（除籍謄本等）

〔註〕 死亡の旨を既に届け出ている場合は不要です。

- ④ 任期中の退任による後任申請の場合は、退任する者の退任願

〔註〕 本人の自筆署名捺印にて総長宛とします。

(3) その他

- ① 任期满了による申請の場合は、満了日の1月前から書類を受理します。
- ② 任期中の欠員補充により就任した者の任期は、前任者の残任期間となります。〔寺則12②〕

【例】 前任者が任期を2年残して退任した場合、その欠員補充により就任した者は、2年で任期满了となります。